

## 訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業 実施要領

### 1 事前協議事務について

補助を希望する事業者との事前協議は、以下の手順により行う。

#### (1) 事前協議の目的

本事業の補助対象事業者は、次の要件をすべて満たす者とする。このため、事前協議において、事業者が補助要件を満たしているかの確認を行う。

##### (補助要件)

- ①兵庫県内に事業所が所在し、介護保険法に基づく訪問看護、介護予防訪問看護、訪問介護を暴力行為等に係る利用者に提供する事業者である。
- ②利用者等から訪問者等が、暴力行為等を受けている、又はそのおそれがある。
- ③利用者等からの暴力行為等について、第三者の意見、確認がある。
- ④事業者が、暴力行為等の解決に向けた取り組みや、被害の軽減を図るための対応を行っている。

##### (用語について)

用語	定義
利用者等	事業者から事前協議を受付ける市町の介護保険被保険者である利用者本人又はその家族、親族、知人等の関係者を言う。(関係者は、利用者と別居の者を含む。)
訪問者等	介護保険法に基づく訪問看護、介護予防訪問看護、訪問介護を提供する訪問看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、訪問介護員又はこれらの者が所属する事業所の従業者等を言う。
暴力行為等	別紙に例示する迷惑行為、暴力行為、器物破損行為等を言う。
第三者	利用者の主治医等の医師、利用者の認定調査員、利用者を担当する介護支援専門員、利用者等の相談・支援を行う行政職員、地域包括支援センター職員等、利用者等の状況を把握し、医療・福祉分野に一定の知見を持つ者を言う。

#### (2) 事前協議書による確認、関係資料の受理

事業者との事前協議にあたり、事業者が記載した事前協議書により利用者の状況等を確認し、関係資料を受理する。

##### 1 安全確保等の確認

###### ①相談内容の確認

「1 安全確保等の確認」欄に記載された、利用者等や暴力行為等の内容を確認する。

###### ②暴力行為等の内容が確認できる記録の受理

事業者からサービス担当者会議記録、サービス提供記録等の暴力行為

等の内容が確認できる記録等を受理する。

**(補助要件の考え方について)**

別紙の「補助対象となる行為の例」に準じる暴力行為等の内容と、その記録が確認できれば、補助要件の一つを満たすこととなる。

ただし、別紙注「暴力行為等の一部で補助対象とならない利用者等」に該当する場合は、訪問者等に重大な危害を及ぼす可能性が低いと考えられることから、原則補助対象としない。

(※補助対象としない利用者等であっても、個別の事情により訪問者に危害を及ぼす可能性があると考えられる場合は、補助対象とする。)

**③安全確保等の確認状況のチェック**

暴力行為等を確認し、記録等のあり・なし欄にチェックを入れる。

**2 第三者による確認**

**①第三者による確認記録の受理**

事前協議書の「2 第三者による確認」欄で、「利用者等の暴力行為等を関係者で確認した資料」、「2人訪問の必要性の意見書」等の名称、作成者、記載内容等を確認し、関係資料を受理する。

**(第三者による確認について)**

第三者の確認、意見は、第三者が把握する利用者等の情報に基づく暴力行為等の認定（医師の2人訪問の指示書、第三者の意見書等）が望ましいが、第三者を含むサービス担当者会議等での暴力行為等への対応協議の記録等でもよい。

**(資料の例)**

- ・指示書、認定調査票、フェイスシート、アセスメントシート、サービス担当者会議記録、経過記録、対応・相談記録、意見書等

**②第三者による確認状況のチェック**

第三者による、利用者等からの暴力行為等についての意見等があるかを確認し、あり・なし欄にチェックを入れる。

**3 事業者の対応の確認**

**①対応記録の確認**

事前協議書の「3 事業者の対応の確認」欄で、利用者等の暴力行為等の解決や、被害の軽減を図るために事業者が行った対応及び結果を確認する。(2人訪問加算の利用者等への同意の依頼は必須要件となり、事業者が実施していなければ、補助対象事業者として選定できない。)

**(事業者の対応)**

種別	内容
必須	・利用者又はその家族等への介護保険法上の2人訪問加算の同意の依頼
参考	・利用者等の関係者への暴力行為等の抑止の働きかけの依頼 ・担当者の交代 等

**②対応の記録等の受理**

対応の実施状況が確認できる記録等を受理する。

(記録の例)

- ・事業所の会議記録、勤務形態一覧表、訪問記録、利用者等への依頼記録等

### ③対応の状況のチェック

2人訪問の依頼を必須として、事業者の自主的な対応状況について、あり・なし欄にチェックを入れる。

### (3) 補助対象事業者の判定

チェックシートの行政記入欄1～3が全て「あり」(2人訪問加算の同意の依頼があり)であれば、補助対象事業者とする。

### (4) 事前協議事業者への回答

補助事業対象となった場合は、事業者に年間訪問回数の見込みを確認し、補助事業申請等の説明を行う。

## 2 現況報告書の受理及び指導について

補助対象事業者から定期的に、利用者等の暴力等の状況及び事業者の対応状況を記載した現況報告書を提出させ、補助の継続等について確認を行う。

(提出時期)

年1回、補助対象期間(補助対象となる訪問を初めて行った日の属する月から、当該年度の3月末日)のおおむね半期に当たる時期頃に提出。(ただし、補助対象期間が3ヶ月以内の場合は、報告書の提出は不要。)翌年度は9月中に提出。

※時期の例

初訪問日	R3. 4. 1	R3. 7. 1	R3. 10. 1	R3. 1. 5
現況報告日	R3. 9 中	R3. 10～11 中	R3. 12 中	提出不要

(確認及び指導等)

確認項目	状況	市町の対応
利用者等の暴力行為等	改善あり	暴力行為等の状況が改善され、2人訪問の必要性が低くなったこと等が確認された場合、必要に応じて、通常のサービスに戻すか等を事業者と協議する。
	改善なし	補助を継続。
事業者の対応等	対応あり	対応状況を確認。
	対応なし	事業者が、継続して利用者等に介護保険に基づく2人訪問の同意を得る働きかけや、利用者の暴力行為等を解消するための対応を行っていない場合は、実施するよう指導する。

(補助対象となる行為の例)

(別紙)

暴力行為等の内容	<p><b>○迷惑行為等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>迷惑行為</b>：じっと見つめる、にらむ、必要以上に接近する、好意や敵意を伝える、戯れかかる、訪問者等に暴力を振るうまね、その持ち物を壊すまね、正当な理由がないのに危険な物品（包丁、バット、可燃物等）を所持すること、盗撮行為、訪問者を撮影するカメラ等の設置、故意に汚物や、動物の死体など不快な物等を訪問者に見せつける、又は居宅内外に置く等</li> <li>・ <b>暴言</b>：訪問者等への悪口、侮辱</li> <li>・ <b>過大なクレーム</b>：恫喝、威嚇など激しい口調で問い詰める、過度に金銭や謝罪、サービス提供等を要求するなど社会通念上過大と考えられるクレーム</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※長話、認知症等による繰り返しの発言、常識の範囲内での正当な苦情など、訪問者が職務上受忍すべきと考えられる発言や苦情は補助対象としない。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>ストーカー行為</b>：つきまとい、待ち伏せ、事業所等への押しかけ、面会その他義務のないことの強要、行動を監視している等と話す、頻繁な電話、メール等</li> <li>・ <b>セクシャルハラスメント</b>：抱きつき、ボディタッチ、わいせつ発言、下着姿での応対、ひわいな物を居宅等に見えるように置く等</li> <li>・ <b>脅迫</b>：殴る、殺す等訪問者等の心身等に危害を加えることや、利用者等の反社会勢力等との係わり、暴力性、前科等を伝えて訪問者等を脅す発言、その他訪問者等を威圧し、又は迷惑を及ぼす言動等</li> </ul>
	<p><b>○暴力行為</b>：素手又は物によって殴る、蹴る、物を投げつける等</p>
	<p><b>○器物破損行為</b>：故意に訪問者の持ち物を壊す、汚す等</p>

**※注 暴力行為等の一部で補助対象とならない利用者等**

次の利用者等の行う暴力行為等の一部については、原則補助対象としない。

補助対象とならない利用者等	補助対象とならない暴力行為等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がランクC（一日中ベッドで過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する）</li> <li>・ 認定調査票（基本調査）1-4（起き上がり）が「できない」</li> <li>・ 上記と同様の身体状況の者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 迷惑行為（じっと見つめる等、必要以上に接近する、好意や敵意を伝える、戯れかかる、訪問者等に暴力を振るうまね等）</li> <li>・ 暴力行為（弱い力で叩く等）</li> <li>・ 脅迫（殴る、殺す等の直接的暴力に関する脅迫に限る）</li> <li>・ その他訪問者に重大な危害を及ぼさないと考えられる暴力行為等</li> </ul> <p>※その他の暴力行為等は補助対象となる</p>

※個別の事情により、訪問者に危害を及ぼす可能性があると考えられる場合は、補助対象とする。